

サンプル契約 2

株式譲渡契約書

売 主：●●

買 主：▲▲

株式譲渡契約書

●●（以下「売主」という。）及び▲▲（以下「買主」という。）は、売主が保有する株式会社◆◆（以下「対象会社」という。）の株式譲渡に関し、●年●月●日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 章 本件株式譲渡

（本件株式譲渡）

第 1 条 買主は、本契約の規定に従い、●年●月●日（以下「本件譲渡日」という。）に、下記対象会社の発行済の普通株式の全部（以下「本件株式」という。）を下記代金（以下「本件譲渡代金」という。）で売主から譲り受け、売主は買主に対し本件株式を譲り渡す（以下「本件株式譲渡」という。）。

売主所有の株式：●株 譲渡代金：金●円

（本件株式譲渡の実行）

第 2 条 買主は、売主に対し、本件譲渡日に、次項に定める重要物品等の引渡しを受けることと引き換えに、本件譲渡代金を売主の指定する下記売主名義の金融機関取引口座に振り込む。なお、振込に要する費用は買主の負担とする。

【口座番号】 ●銀行 ●支店 普通 ●●●●●●●●

【名義人】 ●●（フリガナ）

2. 前項に定める重要物品等とは、以下の書類等を含む別紙 1 に定めるものとする。
 - (1) 対象会社において本件株式譲渡を承認した旨の議事録の写し 1 通
 - (2) 上記(1)の承認請求書及び承認通知書の写し 1 通
 - (3) 本件株式譲渡の実行直前の対象会社株主名簿の写し 1 通
 - (4) 役員の辞任届 ●通
 - (5) 本件株式に係る株券 全部 or 売主記名押印済みの株主名簿名義書換請求書 1 通
 - (6) 本契約締結日から 3 か月前以内に発行された売主及び対象会社の印鑑登録証明書 1 通
3. 重要物品等の引渡しをもって、本件株式譲渡の効力が生じる（以下「本件株式譲渡の実行」という。）。

4. 買主は、第 2 項に定める重要物品等の受領後、速やかに、対象会社に対し、株主名簿の名義書換請求を行う。

第 2 章 本件株式譲渡の前提条件

(買主の義務の前提条件)

第 3 条 買主は、本件譲渡日において、以下の事由が全て充足されていることを条件として、第 1 条に定める本件譲渡代金を支払う。但し、以下の事由の全部又は一部が充足されていない場合でも、買主の判断で支払うことができる。

- (1) 本契約に定める売主の表明及び保証、並びに、売主が本件譲渡日までに履行すべき義務に重大な違反が存在しないこと。
 - (2) 対象会社の株主総会 or 取締役会において、本件株式譲渡を承認する旨の決議がなされていること。
 - (3) 本契約締結日から本件譲渡日までの間に、対象会社の事業、財務状態、業績又は今後の見通し及びその他の状況に重大な悪影響を及ぼし得る事態（大規模自然災害、対象会社における重大な不祥事の発覚、重大な損害賠償の請求等を含むが、これらに限られない。）は生じておらず、売主が本契約に基づく義務を履行する能力に重大な悪影響を及ぼし得る事態は生じておらず、また、本契約で企図されている取引に重大な悪影響を及ぼし得るような事象が生じていないこと。
 - (4) 買主において、譲渡価額の支払いのために必要な資金の調達が完了していること。
 - (5) 本件譲渡日までに、対象会社が本件株式譲渡及び本件株式譲渡に伴って変更される事項（対象会社の商号、役員を含むが、これらに限られない。）の変更につき、事前の通知を要する旨の規定（通知なく本件株式譲渡及び本件株式譲渡に伴って変更される事項の変更をした場合に債務不履行事由等に該当する旨の規定を含む。）を含む契約の相手方に対して本件株式譲渡について通知していること。
 - (6) 本件株式譲渡に関して、法令等に基づき必要となる許認可等に対して承認がなされ、又は、これに対する禁止命令、排除措置命令その他これらに類する措置が講じられていないこと。
 - (7) 本条各号に関し、第 2 条第 2 項に定める重要物品等を除き、合理的な理由に基づき買主が提出を求めた書類が提出されていること。
2. 前項但書に基づいて、買主の判断で支払いを行った場合においても、第 12 条に定める補償の請求は妨げられない。

(売主の義務の前提条件)

第4条 売主は、本件譲渡日において、以下の事由が全て充足されていることを条件として、第2条第2項に定める重要物品等を引き渡す。但し、以下の事由の全部又は一部が充足されていない場合でも、売主の判断で引き渡すことができる。

- (1) 本契約に定める買主の表明及び保証、並びに、買主が本件譲渡日までに履行すべき義務に重大な違反が存在しないこと。
- (2) 株式譲渡に関して、法令等に基づき必要となる許認可等に対して承認がなされ、又は、これに対する禁止命令、排除措置命令その他これらに類する措置が講じられていないこと。

2. 前項但書に基づいて、売主の判断で引き渡しを行った場合においても、第13条に定める補償の請求及び第11条第4項に定める解除権の行使は妨げられない。

第3章 本件株式譲渡に関する表明・保証

(買主の表明及び保証)

第5条 買主は、売主に対し、本契約締結日及び本件譲渡日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

- (1) 買主による本契約の締結及び履行はその目的の範囲内の行為であり、買主は、本契約の締結及び履行に関し、法律、定款その他買主の社内規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。
- (2) 買主は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という。）との間に、直接又は間接を問わず何らの資本、組織又は取引上の関係（資金提供を行い又は受けることを含む。）はなく、反社会的勢力の活動又は運営にいかなる態様においても関与していないこと。買主は、反社会的勢力に属する者又はそれらと密接な関係を持つ者を役員（名称の如何を問わず、実質的に経営に関与している者を含む。）に選任し又は従業員として雇用しておらず、また、過去に選任又は雇用したこともないこと。
- (3) 買主は、譲渡価額の支払い及び本契約に基づいて買主が支払うべきその他の金銭の支払いに足る十分な資力を有しているか、譲渡価額の支払いのために必要な資金を調達できることが十分に見込まれること。

(売主の表明及び保証)

第6条 売主は、買主に対し、本契約締結日及び本件譲渡日において（別の日が記載されている場合はその日。）、別紙2の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。但し、別紙

3 記載の事項を除くものとする。

第4章 誓約事項

(本件譲渡日までの売主の義務)

第7条 売主は、本契約締結日から本件譲渡日まで、善良なる管理者の注意をもって対象会社の業務遂行及び財産の管理を行い、以下の行為を含む対象会社の経営に重大な悪影響を生じさせる行為をする場合には、買主の事前同意を得ることとする。

- (1) 重大な資産の譲渡、処分、賃貸借
- (2) 新たな借入の実行その他の重大な債務負担行為及び保証、担保設定
- (3) 非経常的な契約締結若しくは解約、又は、仕入
- (4) 増資、減資、株式分割、剰余金の配当その他の処分及び自己株式の取得
- (5) 取締役変更の決議及び役員報酬の増加
- (6) 募集株式及び新株予約権の発行
- (7) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡又はこれらと実質的に同等の効果を有する行為

(役員及び従業員の処遇)

第8条 売主は、本件譲渡日に、対象会社を退任する役員の辞任届をとりまとめ、第2条第2項第4号に定める重要物品等として、買主に引き渡す。買主は、当該退任役員の退任後、速やかに役員変更登記を行う。

2. 買主及び売主は、本件譲渡日中に（但し、本件株式譲渡の実行後で足りる。）、対象会社をして、買主の指名する者を取締役及び監査役に選任する株主総会決議を行わせ、自ら、係る決議に賛成の議決権行使をする。前項に定める退任役員は、当該臨時株主総会等の終結時に退任する。
3. 売主は本件譲渡日から●年●月●日まで、別紙4記載の条件に従い、対象会社の■■として経営における助言及び業務引継ぎ等（決算及び税務申告に関するものを含む。）の支援を行うものとし、その間の報酬は月額金●万円とする。期間満了後の売主の処遇については、協議により決定する。
4. 買主は、対象会社の従業員を原則として全員継続して雇用し、少なくとも譲渡日から●年間、本件譲渡日時点における対象会社の従業員の労働条件の不利益変更を行わないものとする。
5. 売主は、本件譲渡日までの間に限らず本件譲渡日以降も、対象会社の従業員が本件

株式譲渡を理由に退職することなく継続して勤務するよう誠心誠意努力する。

(役員退職慰労金)

第9条 買主は、本件譲渡日の●日以内に、対象会社を退任する役員に対し、下記のとおり、対象会社をして退職慰労金を支給させる。

(1) 代表取締役及び取締役を退任する売主 金●円

(2) 取締役を退任する■■ 金●円

2. 売主は、本件株式譲渡の実行に先立ち、前項の退職慰労金を支給するために必要な株主総会決議を成立させるものとする。なお、本項の株主総会開催までの間に、当該役員に相続が発生した場合は、当該役員退職慰労金と同額の金銭が、死亡退職金として当該役員の相続人に対して支払うことを内容とする決議を成立させるものとする。

3 対象会社において当該役員退職慰労金（死亡退職金を含む。以下同様とする。）を支払うための原資が不足している場合又は当該役員退職慰労金の引当により対象会社が債務超過の状態になる場合は、買主は対象会社に対して必要となる資金を貸し付け、若しくは対象会社による第三者割当増資を引き受けることにより対象会社をして当該資金を確保させ、又は買主自ら、対象会社の当該役員退職慰労金支払い債務を引き受け、直ちに当該役員に支払うものとする。疑義を避けるために記載すると、実際に当該役員に対して支払われた退職慰労金が当該役員退職慰労金に満たない場合は、当該差額について、買主は支払い義務を負担するものとする。

(本件譲渡日以降の売主の義務)

第10条 売主は、買主又は対象会社が、売主の表明及び保証が正確若しくは真実でなかったこと又は売主の債務不履行に関し、第三者から損害賠償の請求その他のクレームを受けた場合、買主からの求めに応じ、当該クレームの処理について買主又は対象会社に協力する。

2 売主は、本件株式について、所有権、株主権その他の権利を主張する第三者の存在が判明した場合には、売主の費用及び責任において、当該第三者が主張する本件株式についての一切の権利を消滅させる。

3 買主の事前の書面による承諾があった場合を除き、本件譲渡日又は対象会社の取締役を退任した日のうちいずれか遅い日から●年間は、対象会社の事業と同一又は類似する事業を営む会社の設立若しくは取得又は当該会社の経営への関与を行わない。

4 買主の事前の書面による承諾があった場合を除き、本件譲渡日又は対象会社の取締役を退任した日のうちいずれか遅い日から●年間は、自己又は第三者の利益を図る目的で、対象会社の他の役員及び従業員に対し、他の会社その他の団体への転職、独立又はその他理由による離職の仲介若しくは勧誘を行わず、又は仲介若しくは勧誘を試みる行為を行わない。

- 5 売主は、本件譲渡日前の対象会社に関する商取引等に関する公的機関による調査（公正取引委員会による調査、税務署による税務調査等を含むが、これに限られない。）を受けた買主から連絡を受けた場合には、合理的な範囲で協力する。

（本件譲渡日以降の買主の義務）

第11条 買主は、本件譲渡日から2か月以内に、買主の費用と責任において、別紙5記載の保証等契約及び抵当権等の担保権の設定契約（以下、これらを併せて単に「保証等契約」という。）において保証人及び物上保証人等の地位にある者（以下「保証人等」という。）につき、保証等契約に基づく負担を免れさせなければならない（保証等契約における主たる債務又は被担保債務（以下「主債務等」という。）の全額の弁済、代わりとなる担保の提供、主債務等について保証債務を負う旨の契約の締結その他の方法による保証等契約からの離脱及び保証等契約の解除を含むがこれらに限られない。）。なお、売主は、買主が行う既存保証等契約の解除に協力するものとし、対象会社をして必要となる手続及び具体的要件の確認をさせるものとする（疑義を避けるために記載すると、譲渡日から2か月を過ぎた場合であっても、買主による担保及び保証の解除手続を行う義務は消滅するものではなく、かつ、売主に対する担保権の実行又は保証債務の履行請求等がなされた場合の買主の処理義務は消滅するものではない。）。

2. 買主は、前項の抵当権等の担保権について登記がされている場合、前項の期間内に当該担保権の抹消登記手続に必要な書類を自ら又は第三者をして保証人等に交付しなければならない。
3. 前2項の買主の義務の完了以前に、保証人等に対し保証等契約に基づく責任追及又は担保権の実行に係る手続等がなされた場合、買主は、買主の費用と責任において、直ちに第三者弁済等の方法により保証人等の負担を免れさせ又は保証人等に損害が生じたときはその損害を補填する。なお、本項に基づく損害の補填に第13条1項乃至3項は適用されないものとする。
4. 売主は、本条第1項又は第2項の義務の履行がされなかった場合、本条第1項の期間経過後、本件譲渡日から1年が経過する日までの間、本契約を解除することができる。
5. 買主は、本条第1項及び第2項の義務の完了前に、金銭消費貸借・贈与・配当・資金管理等の名目の如何を問わず、対象会社から買主又はそのグループ企業等へ対象会社の資産（現金・預貯金を含むがこれに限られない。）を移動させてはならない。但し、通常の商取引（合理的な範囲に限る。）に係る資産の移動についてはこの限りではない。
6. 買主は、本件譲渡日以降当面の間、対象会社の現商号を変更しない。但し合併等により対象会社が消滅する場合にはこの限りではない。
7. 買主は、本件譲渡日前の対象会社に関する商取引等に関する公的機関による調査（公正取引委員会による調査、税務署による税務調査等を含むが、これに限られない。）を受けた売主から連絡を受けた場合には、合理的な範囲で協力する。

第 5 章 補償等の請求及び解除

(売主による補償等)

- 第 12 条 売主は、第 6 条第 1 項に定める売主の表明・保証違反又は売主による本契約に定めるその他の条項の違反があった場合、係る違反に起因して買主が被った、係る違反と相当因果関係を有する範囲の損害（合理的な範囲の弁護士報酬及び費用を含むがこれに限られない。）を、買主に対して賠償又は補償する。買主は、本条に基づく補償の請求の対象となる自らの損害を軽減するための合理的な措置を講じなければならないものとする。なお、買主が当該損害の原因となった事由に関連して保険会社その他の第三者から保険金の支払い、損害の填補を受けた場合、現実に支払いを受けた当該金額は損害から除外されるものとする。
- 2 売主が、前項に基づき負担する補償額の総額は、いかなる場合であっても、譲渡価額の総額の●パーセントを超えないものとし、また、(a)買主が被った単一の請求原因事実に基づく請求（以下「個別請求」という。）に係る損害等の額が●万円以下の場合には全て免責されるものとし、(b)●万円を超える個別請求の損害等の金額の累計額が●万円を超えた場合には、請求上限額を超えない範囲で当該累計額の全額につき補償等するものとする。
 - 3 第 1 項に定める補償義務は、本件譲渡日から●年以内（但し、第 10 条については各義務の終了日から 1 年以内。）に買主から売主に対して補償義務の履行の請求（裁判外の請求を含む。）が行われる場合に限り効力を有するものとする。
 - 4 本契約に関連して買主に生じる損害の売主に対する請求は、本条に従ってのみ可能であり、本条に基づく賠償の請求を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任その他法律構成の如何を問わず、売主に対して損害の補償、賠償等を請求することはできないものとする。
 - 5 売主及び買主は、売主の表明・保証違反による補償については、譲渡価額の調整として行われるものであることを確認する。
 - 6 売主及び買主は、本条各項の補償の原因となるべき事実が発生した場合は、両者の円満な解決を図るため、誠意をもって協議するものとする。

(買主による補償等)

- 第 13 条 買主は、第 5 条に定める買主の表明・保証違反又は買主による本契約に定めるその他の条項の違反があった場合、係る違反に起因して売主が被った、係る違反と相当因果関係を有する範囲の損害（合理的な範囲の弁護士報酬及び費用を含むがこれに限られない。）を、売主に対して賠償又は補償する。また、売主は、本条に基づく補償の請求の対象となる自らの損害を軽減するための合理的な措置を講じなければならないものとする。なお、売主が当該損

害の原因となった事由に関連して保険会社その他の第三者から保険金の支払い、損害の填補を受けた場合、現実に支払いを受けた当該金額は損害等から除外されるものとする。

- 2 買主が、前項に基づき負担する補償額の総額は、いかなる場合であっても、譲渡価額の総額の●パーセントを超えないものとし、(a)売主が被った単一の請求原因事実に基づく請求（以下「個別請求」という。）に係る損害等の額が●万円以下の場合には全て免責されるものとし、(b)●万円を超える個別請求の損害等の金額の累計額が●万円を超えた場合には、請求上限額を超えない範囲で当該累計額の全額につき補償等するものとする。
- 3 第1項に定める補償義務は、本件譲渡日から●年以内（但し、第11条については各義務の終了日から●年以内）に売主から買主に対して補償義務の履行の請求（裁判外の請求を含む。）が行われる場合に限り効力を有するものとする。
- 4 前各項の規定にかかわらず、買主は、第11条第1項から3項に定める既存保証等契約の解除のために必要な手続が完了するまでの間に、債権者によって既存保証等契約に係る担保権の実行又は売主に対する保証債務の履行請求等がなされた場合において、係る担保権の実行又は保証債務の履行請求等によって売主に損害が生じたときは、当該損害を補償又は賠償するものとする。
- 5 本契約に関連して売主に生じる損害の買主に対する請求は、本条に従ってのみ可能であり、本条に基づく賠償の請求を除き、債務不履行責任、契約不適合責任、不法行為責任その他法律構成の如何を問わず、買主に対して損害の補償、賠償等を請求することはできないものとする。
- 6 売主及び買主は、本条各項の補償の原因となるべき事実が発生した場合は、両者の円満な解決を図るため、誠意をもって協議するものとする。

（解除）

第14条 買主及び売主は、以下の場合には、本件譲渡日以前に限り、相手方に対して書面で通知することにより本契約を解除することができる。

- (1) 相手方に重大な表明保証違反があることが判明し、その結果本契約を維持することが困難になった場合
- (2) 本契約締結日から本件譲渡日までの間に相手方に本契約を継続し難い重大な義務の違反があり、当該相手方に対する書面による催告後2週間を経過する日まで又は本件譲渡日までにその違反が是正されなかった場合
- (3) 本件株式譲渡が自己の責に帰すべき事由によることなく●年●月末日までに実行されない場合
- (4) 相手方又は対象会社について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する法的倒産手続の申立てがなされた場合、又は、手形若しくは小切手の不渡りがあった場合
- (5) 天災地変等、やむをえない事由により買主又は対象会社の財産若しくは経営状況に

重大な変動が生じた場合

2. 本契約の解除は第11条第4項及び本条に従ってのみ可能とする。
3. 本条に基づく契約解除がなされた場合においても、買主、対象会社及び売主は、相手方に対して損害賠償等の請求を行うことができ、この場合、第12条及び第13条の定めに従う。

第6章 その他の条項

（秘密保持義務）

第15条 買主及び売主は、本契約締結日以後、本件譲渡日から●年を経過する日までの間、本契約に関連して相手方又は対象会社から受領した一切の情報（交渉経緯を含む。）について、相手方の事前の同意がある場合を除き、これを第三者に開示、漏洩又は公表せず、また、本契約の履行以外の目的に使用してはならない。

2. 前項にかかわらず、買主及び売主は、本契約のために必要かつ最小限の範囲で、守秘義務を負う各当事者の役職員、弁護士、公認会計士、税理士その他の守秘義務を負うアドバイザーに対して開示することができる。また、買主及び売主は、保証等契約解除のために必要かつ最小限の範囲で、保証人等及び債権者に対し、守秘義務を負わせた上で秘密情報を開示することができる。
3. 第1項に定める義務は、以下のいずれかに該当する情報には適用されない。
 - (1) 開示された時点で、既に公知であり又は公表されていた場合
 - (2) 開示された後、自らの責に帰すべき事由によらずに公知となった場合
 - (3) 開示された時点で、既に自ら保有していた場合
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに開示を受けた場合
 - (5) 法令等により開示が必要とされた場合
4. 買主は、本件株式譲渡に関してプレスリリースその他の対外的な公表（対象会社のウェブサイト上での株主名の書換え、及び、買主のウェブサイト上での子会社表記等を除く。）を行う場合には、売主の事前承認を得るものとする。
5. 本契約の他の規定にかかわらず、買主は、一般社団法人M&A支援機関協会（以下「協会」という。）が管理する特定事業者リストに関して、協会の「特定事業者の情報共有に関する規約」に規定する登録要件に該当し得る事実が生じた場合、売主及びそのアドバイザーが、協会に対して、買主に関する情報を提供することをあらかじめ許容するものとする。

（譲渡等の禁止）

第16条 買主及び売主は、本契約上の地位又はこれに基づく権利義務の全部若しくは一部を、債権譲渡等による処分、承継、又は、担保権の設定等を行ってはならない。

(費用負担)

第17条 買主及び売主は、本契約に別途定める場合を除き、本契約の締結及び履行に関連して各当事者に発生する費用については、各自これを負担する。

(完全合意)

第18条 本契約は、本件株式譲渡に関する当事者の完全な合意であり、これ以前に本件株式譲渡に関する当事者間の取決めは、文書、口頭を問わず全て失効する。

(管轄)

第19条 本契約に関する一切の紛争については、被告の住所地又は本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第20条 第12条（売主による補償等）、第13条（買主による補償等）、第14条第3項（解除に伴う損害賠償等の請求）、第15条（秘密保持義務）、第16条（譲渡等の禁止）、第19条（管轄）及び第21条（誠実協議）は、本契約が終了した後も効力を有する。

(誠実協議)

第21条 買主及び売主は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、誠実に協議の上解決する。

(以下余白)

本契約の締結を証するため、買主及び売主は、本契約書正本を2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

●年●月●日

買主 東京都■■
株式会社▲▲
代表取締役 △△

売主 東京都■■

●●

この文例は完成した契約書ではありません。事案にあわせ交涉及び修正の上貴殿又は貴社の最終的な判断及び責任においてご利用下さいますようお願い申し上げます。

別紙 1

重要物品等一覧

1. 株式譲渡承認請求書 兼 譲渡承認結果通知書の写し 1 通
2. 株主総会議事録 or 取締役会議事録（本件株式譲渡の承認に関するもの）の写し 1 通
3. 対象会社の株主名簿（●年●月●日付け）の写し 1 通
4. 辞任届（取締役■■、■■、■■） 各 1 通
5. 株券（本件株式に関するもの） 全て or 売主記名押印済みの株主名簿名義書換請求書 1 通
6. 対象会社の実印（法務局への届出印） 1 個
7. 対象会社の実印に関する印鑑カード 1 枚
8. 印鑑登録証明書（売主、対象会社） 各 1 通
但し、本契約締結日から過去 3 か月以内に発行されたもの
9. ■■ ●通
10. ■■の写し ●通

以上

別紙 2

売主の表明及び保証

1. 権限・組織等

- ① 売主による本契約の締結及び履行について、売主が個人の場合は必要な権利能力、意思能力、行為能力及び権限を有しており、売主が法人の場合はその目的の範囲内の行為であり、法律、定款その他買主の社内規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

対象会社は、売主による本契約の締結及び履行に関し、法律、定款その他対象会社の社内規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

- ② 売主及び対象会社は、反社会的勢力との間に、直接又は間接を問わず何らの資本、組織又は取引上の関係（資金提供を行い又は受けることを含む。）はなく、反社会的勢力の活動又は運営にいかなる態様においても関与していないこと。売主及び対象会社は、反社会的勢力に属する者又はそれらと密接な関係を持つ者を役員（名称の如何を問わず、実質的に経営に関与している者を含む。）に選任し又は従業員として雇用しておらず、また、過去に選任又は雇用したこともないこと。
- ③ ●年●月●日付の対象会社の登記情報データは、対象会社の現状を正確に反映していること。
- ④ 対象会社には、子会社及び関連会社は存在しないこと。
- ⑤ 対象会社の取締役会及び株主総会における各種決議は全て適法かつ有効であり、株主及び債権者等から何ら瑕疵等に基づく無効、取消し等を主張されていないこと。

2. 株式

- ① 対象会社の発行可能株式総数は●株であり、そのうち発行済株式総数は●株（全て普通株式）であり、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みであること。本件株式を除き、対象会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債その他の潜在株式は存在せず、これらが発行する旨の契約若しくは対象会社の決議は存在しないこと。
- ② 本契約締結日現在、売主は本件株式の全てを有効に保有しており、名義株は存在せず株主名簿に記載された株主及び所有株式数は真実であること。本件株式につき、担保権・差押・仮差押・仮処分・滞納処分の手続・売買予約はなされておらず、第三者から何らの請求及び主張もされておらず、その他何らの負担のない完全な権利者であること。

3. 許認可関係

対象会社は、従事している事業を運営するために必要な行政官庁の重要な許認可を取得し、

重要な登録及び届出を適式に行っており、これらの許認可、登録及び届出は有効に存続していること。

4. 財務内容

- ① 売主が買主に開示した対象会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、キャッシュフロー計算書、附属明細書（以下、併せて「本件財務書類」という。）は、非上場企業である対象会社において、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、対象会社の各本件財務書類の基準日現在の財政状態及び各本件財務書類の対象とする期間の経営成績が正確かつ適正に示されており、重大な虚偽の記載を含まず、また、重要な点において記載すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載を欠いていないこと。
- ② 本件譲渡代金算定の基礎となった財務書類の期末から本契約締結日及び本件譲渡日までの間、対象会社の財政状態及び経営成績について、対象会社が従来行っていた事業の範囲から著しく逸脱し、あるいは、これらに重大な悪影響を及ぼすような事実又は事項は生じていないこと。

5. 契約関係

対象会社は、重要な契約に基づく義務の全てを適正に履行済みであり、そのいずれについても重要な部分において債務不履行に陥っていないこと。重要な契約のいずれに関しても、通知若しくは時間の経過又はその両方によって、対象会社がその契約の重要な部分において債務不履行となり得るようないかなる事由も発生しておらず、また、重要な契約に基づく対象会社の権利に重大な悪影響を及ぼすようないかなる請求も対象会社に対して主張されていないこと。

6. 資産関係

対象会社は、その事業を行うために使用又は保有している重要な資産（知的財産権その他の無形資産を含む。以下同じ。）及びその事業を本件譲渡日後も現行の態様にて継続して行うために必要かつ重要な資産を、適法かつ有効に所有し、又は適法かつ有効に使用する権原を有していること。

7. 簿外債務

本件譲渡代金算定の基礎となった財務書類の貸借対照表に計上された債務（役員退職金を含む。）及び保証債務以外に、重大な債務を負担する合意（保証債務、保証予約、経営指導念書による債務その他名称を問わない。）は存在しないこと。

また、通常の営業の範囲内において生じた債務以外には、重大な債務は発生していないこと。

8. 雇用関係等

- ① 対象会社は雇用に関して適用される全ての法令を重要な点において、全て遵守しており、重要な点において法令の違反又は不当労働行為を行っていないこと。従業員に対して支払うべき金銭の支払義務を全て履行していること。
- ② 対象会社の従業員に関して、対象会社に重大な悪影響を及ぼすおそれのある継続中又は発生するおそれのあるいかなるストライキ、ピケッティング、労働停止、労働遅延その他これらと同種の労働問題は存在しないこと。
- ③ 対象会社は、従業員との間における雇用契約に関し、重大な違反をしていないこと。
- ④ 対象会社の従業員は労働組合を組織していないこと。

9. 税務、公租公課関係

対象会社は、法令に基づき支払うべき一切の公租公課等の適法かつ適正な申告を行っており、履行期の到来した公租公課は全て支払済みであること。本契約締結日までに提出済みの確定申告書の内容に関連して、税務当局からの重大かつ不利益な修正の要請、更正又は決定を受けたことはなく、また今後受ける重大なおそれはないこと。

10. 法令遵守

対象会社は、従事している事業を行うに際して、現在及び過去 3 年間に於いて、適用ある法令又は条例、ガイドライン、監督指針その他の規制を重要な点において遵守しており、また、監督官庁その他の行政機関による重大な行政処分、行政指導、勧告等を受けたことはないこと。

11. 訴訟その他の紛争

対象会社を当事者とする重大な訴訟・調停・支払督促・強制執行・保全・仲裁・滞納処分その他裁判上又は行政上の手続等は存在しないこと。また、対象会社には、取引先及び顧客から受けた重大な法的責任に係るクレーム（但し、日常業務に基づいて発生するクレームを除く。）であって、現在未解決のものは存在しないこと。

12. 完全開示

本件株式譲渡に関連して売主及び対象会社が買主に開示した情報は重要な点で真実かつ正確であること。

以上

別紙 3

表明及び保証から除外される事項

1. ● ●
2. ■ ■

別紙 4

	基本条件（対象会社）			
義務を負う者	役職名	期間	報酬・給与（月額） （円）	その他の基本条件

別紙 5

1 保証等契約

金銭消費貸借契約等の保証

	契約書名	債権者	債務額 (円)	左記債務残高の 基準日	保証人	備考
1						

賃貸借契約・リース契約その他の契約の保証

	契約書名	契約の相手方	保証人	備考
1				

2 担保権

物件	種別	対象不動産・受付年月 日	(根) 抵当権 者	被担保債権額／ 極度額（共同担 保目録）	所有者 （保証人）	備考
1		【土地】 所在： 地番： 受付年月日： 【建物】 所在： 家屋番号： 受付年月日：				